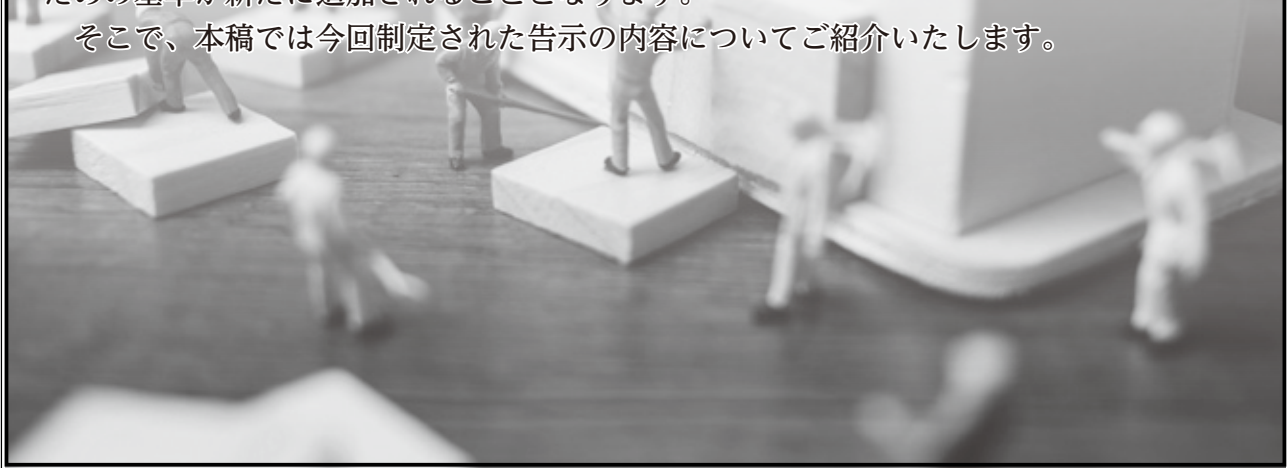


# 外国人技能実習制度について

## ～建設分野の技能実習生の失踪抑制に向け、技能実習等の基準を強化～

国土交通省は7月5日、建設分野の外国人技能実習生の受入れにあたり、受入人数枠の設定や、建設キャリアアップシステムへの登録等を義務化する内容の告示を制定・公布しました。これにより、外国人技能実習機構において技能実習計画を審査・認定するための基準が新たに追加されることとなります。

そこで、本稿では今回制定された告示の内容についてご紹介いたします。



### 背景

- 外国人技能実習生のうち、建設分野は失踪者数が分野別で最多であり、実効性ある対策が急務。失踪要因は、報酬の変動や、就労場所が変わり就労管理が難しいなど。
- 4月から、改正入管法による新たな在留資格（特定技能）の運用が開始されたことを受け、技能実習制度・外国人建設就労者受入事業においても新制度との整合性を図りながら、適正な運用を図る必要がある。

### 概要とスケジュール

建設分野の技能実習計画の認定にあたり、以下の基準を追加し、外国人技能実習機構において審査することとする。なお、施行日以降新規に受け入れる外国人技能実習生に対して適用され、既に受け入れている実習生は、経過措置により本基準の適用外となる。

#### (1) 技能実習を行わせる体制の基準（令和2年1月1日施行）

- ・ 申請者が建設業法第3条の許可を受けていること
- ・ 申請者が建設キャリアアップシステムに登録していること
- ・ 技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること

#### (2) 技能実習生の待遇の基準（令和2年1月1日施行）

- ・ 技能実習生に対し、報酬を安定的に支払うこと

#### (3) 技能実習生の数（令和4年4月1日施行）※

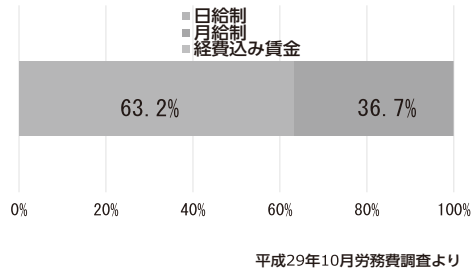
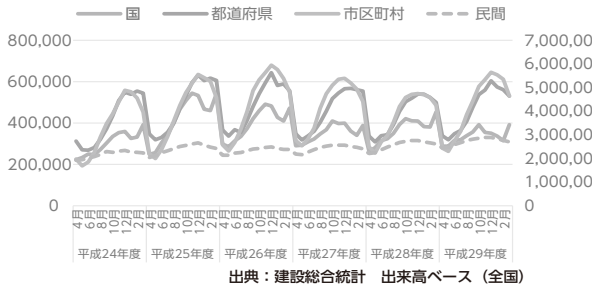
- ・ 技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと（優良な実習実施者・監理団体は免除）

※ 優良な実習実施者以外の団体監理型技能実習で常勤職員数が9人未満（1～8人）の場合、現行は最大9名の技能実習生を受け入れることが可能ですが、告示施行後は、常勤職員数までしか受け入れられないこととなりますのでご注意ください。

## 建設業の特性を踏まえた対策の実施

課題1：建設業は、季節による受注量の変動が激しい業種。技能労働者の賃金は6割が日給制で仕事がないと手取り賃金が下がる

➔ 月給制を義務化



課題2：建設業は、受注した工事ごとに就労する現場が変わる

- ➔ 雇用主による労務管理、就労管理が難しい
- ➔ 現場ごとに他業者との接触が多く、引き抜き等の可能性が高い

➔ 建設キャリアアップシステムの登録義務化

課題3：現場管理は元請、労働者を雇用するのは下請の専門工事業業者で、中小零細業者が大半

➔ 建設業許可を要件化  
受入人数枠の設定

## 建設分野における受入れ基準の見直しについて

※2019.4.1より適用

※2020.1.1（人数枠の設定は2022.4.1）より適用

※2020.1.1より適用（「その他」は公布日より適用）

	特定技能 (新設した基準)	技能実習 (下線部：追加する基準案)	外国人建設就労者受入事業 (下線部：追加する基準案)
受入企業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人受入れに関する計画の認定を受けること</li> <li>・建設業法第3条の許可を受けていること</li> <li>・建設キャリアアップシステムに登録していること</li> <li>・建設業者団体が共同して設立した団体（国土交通大臣の登録が必要）に所属していること 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習計画の認定を受けること</li> <li>・建設業法第3条の許可を受けていること</li> <li>・建設キャリアアップシステムに登録していること</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正監理計画の認定を受けること</li> <li>・建設業法第3条の許可を受けていること</li> <li>・建設キャリアアップシステムに登録していること</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
処遇に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号特定技能外国人に対し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日本人と同等以上の報酬を</li> <li>➢ 安定的に支払い、</li> <li>➢ 技能習熟に応じて昇給を行うこと</li> </ul> </li> <li>・1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること</li> <li>・1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習生に対し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日本人と同等以上の報酬を</li> <li>➢ 安定的に支払うこと</li> </ul> </li> <li>・雇用条件書等について、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めること</li> <li>・技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること※1号実習生は、2号移行時までに登録完了すればよい 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人建設就労者に対し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日本人と同等以上の報酬を、</li> <li>➢ 安定的に支払い、</li> <li>➢ 技能習熟に応じて昇給を行うこと</li> </ul> </li> <li>・外国人建設就労者に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること</li> <li>・外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること 等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号特定技能外国人（と外国人建設就労者との合計）の数が、常勤職員の数を超えないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと ※優良な実習実施者・監理団体については免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（1号特定技能外国人と）外国人建設就労者（との合計）の数が、常勤職員の数を超えないこと</li> </ul>

※技能実習・外国人建設就労者受入事業の新基準については、制度施行日以降に申請される1号技能実習計画・新規の適正監理計画の認定より適用予定。

※外国人建設就労者受入事業による外国人の新規の受入れの期限(2020年度末まで)及び当該事業による外国人の在留期限(2020年度末まで)については、変更無し。

※詳細は、国土交通省の以下のHPにてご確認ください。

<建設分野における技能実習制度>

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000119.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000119.html)